

保育士等キャリアアップ研修に関する Q&A

【研修開催日程について】

Q1 年間の研修日程はわかりますか？

A1 研修日程が決まり次第、保育所等あてに、年間の研修日程、各分野の実施要領および申込用紙を郵送いたします。公立園については、各市町保育主管課を通してお知らせいたします。また、同様の内容を本会のホームページに掲載いたします。

【受講対象について】

Q2 無認可の保育事業所に勤務しています。研修を受講したいのですが、受講対象者を教えてください。

A2 受講対象者は、県内の保育所等に勤務されている方です。ただし、この研修は、「施設型給付費等にかかる処遇改善加算Ⅱ」の加算認定要件となっているため、その加算の対象となっている下記の方が優先となります。

- ①私立保育所・私立認定こども園・地域型保育事業所・施設型給付を受ける幼稚園に勤務されている方
- ②①に勤務し、経験年数が概ね3年以上、主任保育士未満の方

公立園に勤務されている方、認可外保育事業所に勤務されている方、保育士・保育教諭以外の職種（例：看護師、栄養士、事務職など）の方は、定員に余裕がある場合、受講いただくことが可能となっております。

【受講申込について】

Q3 実施要領や申込書を紛失してしまいました。

A3 本会のホームページに分野ごとの実施要領と申込書のデータを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q4 個人でも研修申し込みができますか？

A4 基本的には、申込書に、事業所名・事業所代表者氏名・事業所公印（公立園の場合には各市町保育主管課長印もしくは園長私印）が必要となっておりますので、勤務先の保育所等や公立園の場合は各市町保育主管課を通してお申し込みください。潜在保育士の方は、個人による保育実践研修のお申し込みが可能です。

研修資料等は、勤務先の保育所等、潜在保育士の方へは個人あてに郵送いたします。

Q5 いくつかの研修を受講予定ですが、申込書ごとに保育士証のコピーが必要ですか？

A5 必要です。保育士以外の職種の方は、資格証等の添付の必要はありません。

Q6 氏名が変わりました。保育士証の記載が現在の氏名と異なっていますが、申し込みますか？

A6 氏名が変わったことを証明する書類(戸籍抄本等のコピー)を添付していただければ、お申し込みが可能です。(証明書類はコピーで結構です。)申込書ごとに、保育士証のコピーと氏名が変更されたことを証明する書類のコピーの添付が必要になりますので、ご留意ください。

氏名が変わった際には、保育士証の氏名変更手続きを行ってください。

保育士登録をし、保育士証の交付を受けたことがある方で、氏名・本籍地の都道府県に変更を生じた場合や登録事項に変更がなく、保育士証を紛失・汚損してしまった場合は、保育士証の書換え交付申請、再交付申請の手続きを行う必要があります。詳細は、登録事務処理センターホームページにて、ご確認ください。
登録事務処理センターホームページアドレス <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>

【受講決定について】

Q7 前回、受講不承認となりました。受講決定の優先順位や決定方法を教えてください。

A7 受講希望者が定員を超える場合、以下の手順で受講者の選定を行っています。

- ①私立保育所・私立認定こども園・地域型保育事業所・施設型給付を受ける幼稚園に勤務されている方
 - ②①において受講希望者が定員を超える場合には、各事業所が定める研修受講希望順位の高い方
 - ③②において受講希望者が定員を超える場合には、申込の先着順
- 通常、専門分野別研修では1分野を2会場で、マネジメント研修は1会場で実施しているため、お申し込みされた研修会場が定員を超え、他会場の定員に余裕がある場合、他会場での受講をご案内させていただきます。

【受講者の欠席、変更等について】

Q8 受講承認を受けた者が、都合により受講できなくなりました。受講日の変更や補講等の対応はありますか？ 補講などがある場合、受講料はかかりますか？

A8 やむを得ない理由により、欠席する場合、「受講延期願い」を本会あてに提出し、承認された場合のみ、次期日程での補講を認めています。

補講は1科目(3時間)単位になります。遅刻、早退、時間途中の入退出があった場合は、その科目も補講(再受講)が必要となります。補講は、無料で受講いただけます。

◆本会が受理可能な欠席理由は下記の通りです。

- ① 受講者の病気や怪我

- ② 親族の死亡および葬儀
- ③ 受講者の出産・育児
- ④ 天災その他やむを得ない理由(水害、火災、自身、暴風雨雪、列車遅延、交通事故等)
- ⑤ やむを得ない業務上の理由(明確な理由が必要です。)
- ⑥ その他本会がやむを得ないと判断する理由(明確な理由が必要です。)

◆受講延期の手続きは、下記の通りです。

- ① まずは、速やかに本会あてに連絡してください。
- ② 「受講延期願い」を記入し、受講票のコピーと欠席理由を証明する書類のコピーを添付し、本会に提出してください。受講票、受講シートは必ず保管してください。紛失した場合、補講を受講することはできません。
- ③ 欠席理由が承認された場合、「受講延期承認通知」が送付されます。通知に補講日が記載されておりますので、必ずご確認ください。

Q9 受講承認を受けた者が、受講できなくなったので、受講者の変更をすることはできますか？

A9 まず、本会に速やかにご連絡ください。**原則、変更は認められません。**

但し、定員に達していない場合のみ受講者の変更を認めることができます。研修初日の1週間前までに、変更後の受講希望者の受講申込書を提出してください。期限を過ぎてからのお申し込みは認められません。

【受講料の振込みについて】

Q10 いくつかの研修の受講料をまとめて振り込みたいのですが可能ですか？

A10 可能です。その際は、「受講承認通知」に、同封されている「振込一覧」に振込の内訳を記入し、本会にFAXにてご連絡ください。

【受講料の返還について】

Q11 「受講承認通知」が届き、受講料も振込みましたが、体調を崩し受講することができなくなりました。受講料は返還されますか？

A11 原則、一度お振込みいただいた受講料は、主催者都合による場合を除き返還いたしません。今年度より補講(Q8参考)を開講いたしますので、体調不良により欠席する科目については「受講延期願い」を提出し、補講を受講していただくようお願いいいたします。

【テキストの購入について】

Q12 テキストは必ず購入しなくてはなりませんか？県内書店での販売はありますか？

A12 事前課題や研修にて、テキストを使用するため、必ずご用意ください。ただし、勤務先の園にテキストがある場合、そちらを利用していただいてもかまいません。

テキストをお持ちでない方は、「受講承認通知」に同封されているテキスト注文書を利用して、中央法規出版に直接ご注文ください。県内書店では取り寄せになるため、時間がかかる場合がありますのでご留意ください。

【修了証について】

Q13 研修受講期間中に氏名が変わります。変更後の姓で修了証を交付してほしいのですが、何か手続きが必要ですか？

A13 本会に氏名が変わることを連絡してください。その際に、受講中の研修分野名と勤務園名、申込時の氏名を必ずお伝えください。その後、指示により、氏名が変わったことを証明する書類(戸籍抄本等のコピー)および「氏名住所等変更届」を本会あてに、**簡易書留にて郵送**してください。

研修最終日までに証明書類等の提出があった場合、新しい氏名にて修了証を発行いたします。

Q14 修了証をなくしました。再交付してもらうことはできますか？

A14 可能です。「修了証書再交付申請書」を福井県健康福祉部子ども家庭課 保育士等キャリアアップ研修担当(〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号)あてに郵送してください。

Q15 修了証の発行後に氏名が変わりました。変更の手続きが必要ですか？

A15 「氏名・住所等変更届」および氏名・住所が変わったことを証明する書類(戸籍抄本等のコピー)を、福井県健康福祉部子ども家庭課 保育士等キャリアアップ研修担当(〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号)あてに**簡易書留にて郵送**してください。